

経済産業省

官 印 省 略
20130321 製局第 10 号
平成 25 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

競輪開催の適正化について

上記の件については、下記により措置することとしましたので、貴局管内の競輪施行者、競技実施法人及び競輪場等施設設置者に対して改めて周知徹底をお願いします。

なお、平成19年10月1日付け平成19・09・27製局第3号「競輪開催の適正化について」は廃止します。

記

1. 事務委託契約の適正化

(1) 不適切な相手方の排除

① 暴力団員等の排除

競輪施行者は、自転車競技法施行規則（以下「規則」という。）第3条第2項第1号、第4号（第1号に係るものを除く。）及び第5号に規定する者を排除するため、当該各号に該当するか明らかでない場合、あらかじめ、次に掲げる契約の方式ごとにそれぞれ次に掲げる手続きの際に、当該委託事務の履行に係る場所を管轄する都道府県警察に意見照会を行うなど、当該都道府県警察と密接に連携すること。

なお、契約を締結する際には、不適切な者が当該契約に係る履行を行うことのないよう、契約書において担保すること。

ア 一般競争入札による場合にあつては、競争参加資格の審査の際

イ 指名競争入札による場合にあつては、競争参加資格の審査又は指名の際

ウ 随意契約による場合にあつては、契約の相手方の決定の際

② その他の規則第3条第2項各号（(1)①に掲げる各号を除く。）に該当するかについて疑義のある場合には、地方検察庁、契約の履行者とされている者の本籍を管轄する市区町村その他関係行政機関と連携すること。

(2) 都道府県警察への意見照会の方法

競輪施行者は、(1)の意見照会を行う際は、別紙様式により、都道府県警察の警視総監又は道府県本部長（以下「警察本部長等」という。）に対し意見を照会すること。

また、警察本部長等の意見が(1)①各号に該当するものであるときには、意見を提出した警察本部長等に当該施行者が講じた措置を通知すること。警察本部長等から意見提出後に、新たな事実が発見された旨の連絡を受けた場合も同様とすること。

なお、平成15年3月27日付け警察庁丁暴一発第11号、丁生環発第34号「競輪及びオートレースの実施に関する事務を委託する相手方から暴力団を排除するための規定の運用要領について」を添付するので、参考にされたい。

2. 未成年者の勝者投票券購入防止対策

法第3条の規定に基づき、競輪施行者が「同条第2号に掲げる事務」を私人に委託しようとするときには、契約書に販売員に対する指導教育等未成年者が勝者投票券（以下「車券」という。）を購入し、又は譲り受けることを防止するために必要な措置その他の法令の遵守に関する体制の整備に係る事項を規定すること。

3. 開催運営の適正化

(1) 開催計画の適正化

開催計画の策定に当たっては次の措置を講ずること。

① 開催日取りの調整

開催が降雨、降雪等により日延べになることによって、従事員、警察警備の確保ができないような事態を招くことのないよう、日取り調整については十分留意すること。

② 警察等の出動態勢の確認

開催計画の策定に当たっては、警察、消防機関と協議し、警察官、消防士の出動可能人員数、消防車の出動可能台数、競輪場への到着に要する時間等非常事態発生時の出動態勢について確認しておくこと。

③ 開催可否の決定

開催又はレース実施の可否を協議する時間、場所、決定の時期等についてはあらかじめ競輪場ごとに定めることとし、その決定及び措置については、迅速に行うこと。

(2) 開催執務体制の確立

競輪の開催に当たっては、開催執務委員長以下各委員の処理すべき業務の範囲と責任の所在を明確に定めた開催執務要領を整備し、一貫した指揮命令系統に基づき強力な措置を取り得るように執務体制を確立し、特に次の措置を講ずること。

① 開催執務要領の整備及び遵守

部門ごとに開催執務要領を整備し、これを厳正に遵守することはもちろんのこと、常に携帯して読み直すことを習慣づける等所掌業務の確認と習熟に努めること。また、改善のための研究を怠ることなく業務の実態に則したものとなるよう努めること。

② 開催執務員及び開催従事員の訓練

開催ごとに前日検査日を利用して、事故を未然に防止するための、適切な処理を主眼とした部門別訓練を実施するとともに、年1回以上定期的に警察、消

防機関の指導のもとに災害・事故を想定した総合訓練を実施すること。

③ 苦情処理体制の確立

観客の競技運営に対する抗議や苦情を的確かつ迅速に解消し事故への発展を防止するため、業務の熟達者による苦情処理体制を確立すること。

④ 緊急事態処理体制の確立

災害・事故等の緊急事態に対処するため、競輪公正安全中央委員会が制定した「緊急事態に対する措置のガイドブック」（平成7年4月25日制定）等に基づき、競輪場ごとに緊急事態措置要領を整備し、緊急事態における警察、消防機関に対する出動要請については、出動要請の時機、事故の規模に応じた出動要請人員、競輪場内への導入方法等基本的事項を明らかにしておくこと。

⑤ 公正安全確保

競輪における公正安全の確保を図るための組織を確立し、必要に応じ調査・審議を行うものとする。なお、組織の確立について、平成19年10月1日付け平成19・09・27製局第5号「競輪公正安全確保についての組織の確立について」の通達によること。

(3) 投票業務の適正化

投票業務については、各競輪場ごとに定める「投票業務要領」を遵守するとともに、観客の不信を招くことのないよう特に次の事項について遵守すること。

① 車券の発売時間及び締切り時刻を厳守すること。

② 車券発売金額の集計に当たっては、投票委員の他1名以上が立合い正確を期すること。

③ 車券発売金額の表示は、車券発売締切り後、当該レースの発走前に行うこと。

④ 払戻金の額の決定、決定放送及びその表示に当たっては、複数者による重複確認を行うこと。

⑤ 投票関係の従事員に対しては、車券の発売、集計及び払戻し業務において、的確かつ迅速な処理ができるよう実際的な訓練を実施し、事故の防止を図ること。

⑥ 投票関係機器については保守要員を確保し、開催前日及び当日の競技開始前に必ず機能点検を行うとともに、年1回以上、総合的な点検整備を実施すること。

⑦ 車券用紙等の保管、取扱いについては、管理体制を確立するとともに、場間場外発売に係る他場車券の払戻業務についてのチェック体制に万全を期すること。

(4) 競技運営の適正化

競技実施法人及び選手は、競技運営の適正を期するため次の事項を遵守し、事故の未然防止に努めること。

① 開催執務要領の遵守

部門ごとに定める「番組編成の要領」、「選手管理の要領」、「自転車の検査の要領」及び「審判の要領」を厳正に遵守することはもちろんのこと、常に携帯して読み直すことを習慣づける等所掌業務の確認と習熟に努めること。また、業務の方法の改善のための研究を怠ることなく業務の実態に則したものとすよう努めること。

② 審判放送における確認の励行

勝者の決定、決定放送及び決定表示に当たっては、複数者による重複確認、指差確認及び呼称確認等を励行し、的確な業務を行うこと。

また、決定放送に当たっては、「決定放送再生確認装置」を用いて正確を期す

ること。

③ パンク事故の防止

パンク事故を防止するため、走路の点検及び清掃をレースごとに確実に行うとともに、不良箇所は応急措置をとること。

④ スリップ事故の防止

雨天等気象条件の悪い状態で競走を実施せざるを得ないときは、スリップによる落車等の事故を防止するため入念な走路の点検を励行するほか、出走選手に対し細心の注意を払って走行するよう指導するとともに、錆止めオイルの使用制限、タイヤの空気圧の調整等必要な措置を講ずること。

⑤ 競技関係執務員の訓練

競技関係執務員は、事故を未然に防止するため、全国自転車競技会（旧自転車競技会全国協議会）が制定した「事故のきっかけを作らないための予防措置」（昭和43年9月1日制定）等について確認するとともに、事故の発生の際、各執務員の責任と判断において開催執務要領に基づき的確かつ迅速に対処できるよう、前日検査日等において、次のことを重点とした訓練を行うこと。

ア 審判員

（ア） 厳正、的確な判定を迅速に行うための訓練

（イ） 勝者の決定、決定放送及び決定表示等、重大な事故に発展するおそれのある業務については、的確に業務を行うための訓練

（ウ） 審判員に対する信頼、権威を確保するための節度訓練

イ 選手管理員

災害・事故発生の際、選手を安全に保護するために必要な避難誘導訓練

ウ 検車員

自転車の故障等に起因する事故を防止するための自転車の検査及び整備に関する訓練

⑥ 適正走行及び選手の健康管理の徹底

選手は常に公正かつ安全な競走を行いうるよう特に次の事項について徹底を図ること。

ア 適正走行の励行

選手は競走に際し、競技規則の厳守はもちろんのこと、特に競走中の発声等は厳に慎むとともに、観客の非難、疑惑を招くことのないよう適正走行の徹底を図ること。

イ 選手の健康管理の徹底

選手が常に最良の健康状態で競走に参加することは競技者として最も大切なことであることから、日常の健康管理について選手の自覚を促すとともに、競輪参加中の健康管理については選手はもとより関係者が一致協力してその維持に努め、健康管理の徹底を図ること。

(5) 警備体制の強化

競輪場における警備は、観客の安全の確保、犯罪の防止、運営の安全確保を基本として、警察等関係当局との連携を保ちつつ的確な自衛警備体制を確立する必要がある。このため次の事項による自衛警備の強化を図ること。

① 競輪場自衛警備計画の策定

ア 競輪場ごとに自衛警備計画を作成し、執務体制の確立を図ること。

イ 上記の自衛警備計画は、別に定める「競輪場自衛警備計画基準」に基づき競輪場の規模、観客数等に応じ作成すること。

ウ 上記の自衛警備計画の策定に当たっては、次の事項を参照すること。

(ア) 警備員の配置

警備員の配置人員については、次の基準により算出した人数が最低必要人数であって、競輪場の立地条件、周辺環境等を勘案して増員すること。

また、警備員等については、関係法令の定めによる配置基準を遵守するとともに、教育訓練を徹底し、質的向上に努め、警備力の強化を図ること。

(イ) 警備員の算出基準

- a 入場門（改札）については、1門につき2名以上とする。
- b 通用門又は専用門については、1門につき1名以上とする。
- c 特別観覧席出入口については、1出入口につき2名以上とする。
- d 選手管理地区については、場内外で3名以上とする。
- e 決勝審判所の出入口で観客に面したところは、1出入口につき1名以上とする。
- f 開催本部出入口については、1出入口につき1名以上とする。
- g 投票所及び払戻所の通用口については、1通用口につき1名以上とする。
- h 投票所及び払戻所の建物については、1室につき1名以上とする。
- i 投票所及び払戻所の窓口周辺については、50窓口につき1名以上とする。
- j 観客席の立哨については、観客1,000人につき1名以上とする。
なお、観客席が1,000人に満たない場合があるときは、1観客席につき1名とする。
- k 場内パトロールについては、2名を1組として2組以上とする。
- l 情報収集係、ノミ対策班については、それぞれ4名以上とする。
- m 警備本部詰所については、3名以上とする。
- n 警備員の交代要員等に要する待機人員は、前 i、j及び kの合計人員の15%以上とすること。

(ウ) 警備用器材

警備用器材については、次の点を考慮して配置する必要がある。

- a テレビカメラ
観客動静に死角が生じないようにするとともにリモートコントロール方式の採用が必要である。
- b テレビ録画装置
必要に応じて設置すること。
- c 通信連絡機器
開催執務委員長及び自衛警備本部間と密に連絡できるように配置する必要がある。
- d その他

(エ) 駐車及び周辺対策

観客の駐車及び周辺における交通については、整理員を相当数配置する必要がある。

(オ) 場外車券売場

場外車券売場の警備については、前各号を準用して計画を作成する

② ノミ行為等犯罪の取締体制の強化

ノミ行為等の犯罪を防止するため、自衛警備員の質的向上を図るとともに、これらの犯罪取締専従班を組織し、強い執行力を有する取締体制を確立して、警察の協力のもとに計画的に取締りを実施すること。

4. 施設等改善及び環境の整備

(1) 施設の整備

競輪場施設については、自転車競技法施行規則の施設基準及び「施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件に関する告示」（平成18年12月28日付け経済産業省告示第369号）を遵守し施設の整備を積極的に推進すること。また、併せて次のような競輪場施設等の整備改善に努めること。

① 緊急事態に備えての施設整備

ア 不測の事故発生に備えて参加選手、執務室が安全に待避し得るような場所又は非常口を設けること。

イ 緊急時においては、警官隊を場内に進入させるための非常用出入口を観客が利用する出入口とは別に2カ所以上設けること。

ウ 暴徒が容易に建物に侵入することができないような出入口、窓等については完全な防護措置を講ずること。

② お客様相談所の整備

お客様相談所は、観客と完全に遮断し、折衝に際して安全が保たれること。折衝の過程においても事故発生から解決までの間、観客の動向が詳細に確認でき、また、観客に呼びかけることができると同時に、警備その他の関係についても完全に連絡できる設備を設けること。

③ 放送、通信施設の安全確保

事故が発生した場合、放送、通信施設が破壊され、そのため通信連絡等に支障をきたすことが非常に多いので、電話線等地下に埋設するなど万全の措置を講ずること。また、配電盤、操作盤等の所在を示す表示板はこれらの設備を暴徒から保護するため撤去するか又は記号による表示等必要な保全措置を講ずること。

④ 放送設備の整備

場内の観客に対し広報が効果的に行えるよう、スピーカーを適切に配置し、明確に聴取することができるようにすること。

⑤ 夜間照明設備の整備

紛争事案は夜間に及ぶことが多いので群衆の集まる場所を照射し得る強力な照明設備を設置するとともに、配電関係機器の安全管理及び照明設備の防護措置に配慮すること。

(2) 環境の浄化及び整備

競輪場内の環境については、観客に快適に過ごしてもらえる観客の視点に立った次のような整備改善に努めること。

① 場内環境の浄化

ア 悪質入場者の排除

暴力団、ノミ屋、コーチ屋若しくは騒擾せん動者その他悪質な入場者に対しては場内取締委員又は自衛警備員が責任をもって対処し、悪質事案については、警察に通報し、警察と協力して対処すること。

特に、暴力団・ノミ屋等の追放対策については、全国競輪施行者協議会が制定した「競輪場における暴力団・ノミ屋等追放対策推進要綱」（昭和61年7月24日施行）に基づき推進体制を確立して、計画的かつ強力に推進すること。

イ 指定席への不正入場者の排除

指定席への入場は、ブラックレイ、指定席券の常時携帯あるいは胸章の明

示等の方法を講じ厳重なチェックを行って不正入場者を排除すること。

② 場内環境の整備

ア 場内清掃の励行

場内の清掃を励行し、観客に不快感を与えることのないよう、環境の美化、衛生管理に努めること。特に次の観客サービス関係施設については徹底を期すること。

- (ア) 喫茶・休憩コーナー
- (イ) 飲食店及び売店
- (ウ) 荷物預り所
- (エ) トイレ

イ 分煙の推進

禁煙コーナーの設置等により、たばこの分煙を推進すること。

ウ バリアフリー構造の実現

車いす使用者及び障害者等に配慮した構造とする環境を整備することが望ましい。

エ 予想業者に対する指導

予想業者に対しては、観客の通行の妨げにならないように場所を指定し、予想台をはじめ周囲の美化に努めさせるとともに、服装、言動等についても観客に不快感を与えることのないよう常に指導すること。

オ 危険物等の除去

(ア) 場内外の清掃、環境整備に努め、凶器に変わるおそれのある危険物又は投石に用いられる石、敷石、セメント塊の除去、回収を励行すること。

(イ) 飲料については、極力紙容器製品を販売すること。

やむを得ずビン詰又は缶詰の商品を取り扱う場合は、紙コップに移し替えて販売することとし、空ビン又は空缶については、即時回収を励行し、かつ、長時間売店の周辺に置かず、倉庫等に格納するかあるいは場外に搬出すること。

また、場外から場内にビン、缶が持ち込まれないよう、ファンや競輪場周辺の飲食店に呼びかけるとともに、場内へのビン、缶の持込みや場内でのビン、缶の利用を発見した場合には、速やかに紙コップに移し替え、回収した空ビン、空缶については、上記と同様の措置をとること。

(ウ) 新聞紙、週刊誌等燃えやすいものはできるだけ早めに回収すること。

(エ) 紛争事故の際、場内倉庫等に保管されている器材又は燃料が持ち出され、破壊、投てき、放火に使用される危険があることから、これらの倉庫等には必ず施錠をすること。

(オ) くずもの入れ等は、観客席及び観客遊歩道区域の適当な場所に固定して備えること。

(3) 周辺環境の整備

① 開催日における周辺の交通混雑等を防止するため必要と認められる場合は、自家用車による来場の自粛を求めるためのPR、その他の必要な措置を講ずること。

② 競輪開催に伴う周辺地域への悪影響を未然に防止し、競輪に対する周辺住民の理解を得るため、関係諸機関と連絡をとりつつ交通渋滞の解消、違法駐車取締り、紙くず・ゴミ等の散乱の防止、迷惑行為の取締り等の周辺対策を強力に実施するとともに、周辺住民とのコミュニケーションの緊密化、競輪非開催時における施設の開放利用等についても積極的な対策を講ずること。

5. 金銭の支給による事故収拾の禁止

いかなる原因に基づく事故が発生した場合であっても車代、日当又は弁当代等の名目で観客等に金銭を支給して事故を収拾するようなことは絶対に行わないこと。

6. 場外車券売場の運営の適正化

場外車券売場（臨時場外車券売場を含む。）の運営については、上記1. から5. のうち本場のみに係わるものを除き、本場における措置に準じ必要な措置を講ずること。特に、本場と場外車券売場の連絡体制を確立するとともに、通信・放送関係設備については常に点検、整備を励行し運営の万全を期すること。

別紙

第 年 月 号

〇〇道府県警察本部長 殿

〇〇知事（〇〇市長）

自転車競技法第3条第2号又は第3号に掲げる事務を委託する相手方に関する意見照会について

記

（法人の場合）

1. 法人名、主たる事務所の所在地
2. 全役員の名、住所、生年月日
3. 営業所又は事務所の名称、所在地

（個人の場合）

1. 氏名
2. 住所
3. 生年月日